治癒証明書の扱いについて　　R5.3.1

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、認可保育園では厚生労働省のガイドラインにそって登園基準を下記のように決め、第２種感染症の回復時に「治癒証明書」の提出が必須となります。また、当園では第３種感染症（一部の感染症）においても、治癒証明書の提出をお願いしております。

第２種感染症

病名	主な症状	登園の目安
はしか（麻疹）	発疹・発熱2～4日前にコプリック班（口内炎と似ている） 発疹・発熱・高熱	解熱後3日を経過してから
風疹（三日はしか）	発熱、発疹、かゆみがある。 目の充血、首のリンパ腺腫脹	発疹が消えてから
水痘（水疱瘡）	軽度又は中等度の発熱・発疹・水疱～かさぶた	すべての発疹がかさぶたになってから
おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	耳の下、あごの下の腫れと痛み　嘔吐、発熱	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、且つ、全身状態が良好になるまで
結核	かぜ症状（微熱、咳、たん）　症状進行（胸痛、血たん体重減少、倦怠感、食欲不振など）	感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	発熱、目の充血、目やに、まぶたの腫れ	主な症状が消え2日経過してから
百日咳	かぜ症状が続き、1～2週間過ぎると咳が強くなる。コホコホと連続した咳の後、ヒューッと笛を吹くような音が出て、顔が赤くなる。	特有の咳が消失し、全身状態が良好となってから。 （抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は、医師の指示に従う）

第３種感染症

流行性結膜炎	目の充血、目やに	感染力が非常に強いため、症状が消失してから。
腸管出血性大腸菌感染症	微熱、激しい腹痛、水様便、血便、嘔吐	症状が治まり、且つ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから。
細菌性胃腸炎	血便、腹痛、発熱	症状がないか、下痢などの症状が治まり全身の状態が安定してから
マイコプラズマ肺炎	発熱・咳、ときに発疹微熱が長期に続く	発熱や激しい咳が治まっていること

＊　治癒証明書を不要とする感染症について

下記の感染症におきましては、治癒証明書の提出は求めませんが、保育園での『集団生活に適応できる状態』に回復してからの登園をお願いしております。
登園目安の判断については、感染しやすい期間を勘案し、他の園児・ご家庭への配慮も頂きますよう、お願い致します。

溶連菌感染症
アタマジラミ
帯状疱疹
とびひ
手足口病
ＲＳウィルス感染症
突発性発疹
インフルエンザ（A型、B型）
伝染性紅斑（りんご病）
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）
ヘルパンギーナ